

別表六(二十四)

「24」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書

別表六(二十四) 令二・四・一以後終了事業年度分

事業年度	法人名					
雇用者給与等支給額	1	円	雇用者給与等支給増加重複控除額 (別表六(二十六)「14」)	15	円	
比較雇用者給与等支給額 (28)	2		雇用者給与等支給増加額 (3)-(15) (マイナスの場合は0)	16		
調整前雇用者給与等支給増加額 (1)-(2) (マイナスの場合は0)	3		法人税額控除限度額の 計算	17	(14) ≥ 20% 又は (11) = (13) > 0 の場合 $(16) \times \frac{20}{100}$	
継続雇用者給与等支給額 (33の①)	4					
継続雇用者比較給与等支給額 (33の②) 又は (33の③)	5					
継続雇用者給与等支給増加額 (4)-(5) (マイナスの場合は0)	6			18	同上以外の場合 $(16) \times \frac{15}{100}$	
継続雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(6)}{(5)}$ (5)=0の場合は0)	7					
国内に係る設備投資 当期償却費総額 (36)			<p>「24」欄 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の法人税額の特別控除を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の5第1項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「00626」</p> <p>③ 「適用額」欄：「24」欄の金額</p>			
当期償却費総額基準額 $(9) \times \frac{90 \text{ 又は } 95}{100}$			の 計 算	21		
教育訓練費の額	比較教育訓練費の額 (41)	12				
教育訓練費増加額 (11)-(12) (マイナスの場合は0)	教育訓練費増加割合 $\frac{(13)}{(12)}$ (12)=0の場合は0)	13			22	当期税額控除可能額 (19)と(21)のうち少ない金額
比較雇用者給与等支給額の計算	比較雇用者給与等支給額の計算 適用年度	14			23	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の②」)
前事業年度又は前連結事業年度	国内雇用者に対する給与等の支給額	25	26	27	28	
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算	継続雇用者給与等支給額の計算 適用年度	29	30	31	32	
事業年度等又は連結事業年度等	継続雇用者比較給与等支給額の計算 前事業年度等					
雇用者給与等支給額	継続雇用者比較給与等支給額の計算 前一年事業年度等特定期間					
同上のうち継続雇用者に係る金額	事業年度等又は連結事業年度等					
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額 (31)又は((31)×(32))	事業年度等又は連結事業年度等					
当期償却費総額の計算	事業年度又は連結事業年度					
損益計算書に計上された減価償却費の額	教育訓練費の額					
剰余金の処分の方法により特別償却準備金として積み立てた金額その他上記以外の金額	適用年度の月数 (29の③)の月数					
比較教育訓練費の額の計算	事業年度又は連結事業年度					
調整対象年度	教育訓練費の額					
比較教育訓練費の額 (40の計)÷(調整対象年度数)	適用年度の月数 (37)の事業年度又は連結事業年度の月数					
	改定教育訓練費の額 (38)×(39)					
	計					
	比較教育訓練費の額					